要綱第３号様式

事 業 者 排 出 量 削 減 報 告 書

（宛 先） 京 都 市 長	平成26年 7月24日
報告者の住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地） 京都府京都市中京区西ノ京桑原町１	報告者の氏名（法人にあっては，名称及び代表者名） 株式会社 島津製作所 代表取締役 中本 晃 電話 ０７５－８２３－１１１３

主たる業種	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		細分類番号	2 7 3 9		
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第２条第１項第６号		☑ア ☐イ又はウ ☐エ			
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで					
基本方針	平成２２年度を基準に，平成２５年度の温室効果ガス排出量を３％以上削減する。					
計画を推進するための体制	エネルギーの管理を担当する生産支援本部企画部および地球環境管理室が温暖化対策を推進する					

温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22) 年度	第１年度 (23) 年度	第２年度 (24) 年度	第３年度 (25) 年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	13,588.5 トン	11,738.7 トン	11,121.4 トン	11,852.1 トン	-14.9 パーセント
	評価の対象となる排出の量	13,588.5 トン	11,738.7 トン	11,121.4 トン	11,852.1 トン	-14.9 パーセント
	実績に対する自己評価	25年度は好況の影響から生産が増加し、排出量は前年比6.6%増加したが、これまでの施策の成果や一部のエネルギー消費の大きな事業で予定していた試験を実施できなかったことなどから、基準年度からは12.6%減少する結果になった。				

原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第１年度 (23) 年度	第２年度 (24) 年度	第３年度 (25) 年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量（連結売上高：億円）	5.38	4.41	4.21	3.85	-22.74 パーセント
		事業活動に伴う排出の量（ ）					パーセント
	実績に対する自己評価		26年度は売上高が前年比で16.6%増加したことから、排出量が6.6%増加したにもかかわらず、原単位は8.6%改善する結果となった。				

重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (22) 年度	第１年度 (23) 年度	第２年度 (24) 年度	第３年度 (25) 年度	備考
	80.0 パーセント	80.0 パーセント	80.0 パーセント	84.0 パーセント	

具体的な取組及び措置の内容		
	（２３）年度	三条工場の建物の省エネ化（断熱化、省エネ、空調）工事を3棟実施
	（２４）年度	三条工場内の老朽化した空調の更新や省エネ診断を活用したクリーンルームの運用改善を実施
	（２５）年度	三条工場内のクリーンルームの運用改善や紫野工場内の空調更新などを実施

通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置		
	措置の内容	これまでも通勤における自動車利用は駐車場の使用許可認定基準を設け、理由（病気、託児所への送迎など）がある者にのみ優先順位の高低を鑑み許可を与える、許可制を取っている。
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	ほとんどの社員は公共交通機関等を使用し通勤している。その上で、自動車等の通勤については、従業員の個々の事由に対して配慮する必要があると考えるため本取組を継続する。

森林の保全及び整備，再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第１年度 (23) 年度	第２年度 (24) 年度	第３年度 (25) 年度	備考
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	

地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事業所内の緑化を計画的に実施している。
特記事項	平成25年12月に三条工場内にクオリティセンター、平成26年6月には新本社棟が竣工された。建物は省エネに配慮しているがクオリティセンターは製品開発や不具合解析に必要な各種の評価・解析設備や機能を有した施設であり、新規の試験設備が導入されたこと、新本社棟は延べ床面積が増加した影響からエネルギー使用量が増加する見込みであるため、新事業として次計画時には、その影響を考慮させていただきます。

注 1 該当する☐には，レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は，レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは，統計法第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは，計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは，基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。